

**公益財団法人ふじのくに未来財団における
寄付付き商品又はサービスの取扱い、名称及び
ロゴマークの使用に関する要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人ふじのくに未来財団における寄付付き商品又はサービス（以下、「寄付付き商品等」という。）の取扱い、基金の名称及びロゴマーク（以下「ロゴマーク等」という。）の使用の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄付付き商品等)

第2条 寄付付き商品等は、基金の趣旨に賛同し、県民の社会貢献意識を高めるため、その売上に応じた一定金額を基金に寄付することを明示した商品又はサービスであつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名を含むもの
- (6) 社会問題その他についての主義若しくは主張に当たるもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定により許可又は届出が必要な営業に係るもの
- (8) 消費者金融、たばこに係るもの（禁煙やタバコの健康被害に係るものを除く。）
- (9) 比較広告、懸賞広告及びギャンブル（宝くじ及びスポーツ振興くじを除く。）に係るもの
- (10) 水着姿、裸体等を含むもの（スポーツに係るものを除く。）
- (11) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (13) 公正競争規約、公的機関が定める広告規制、これらに準じる業界規制に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (14) 事実誤認のおそれがあるもの
- (15) 県が当該商品等の購入等を奨励しているという誤解を与えるおそれがあるもの
- (16) その他寄付付き商品等とすることが適当でないと認められるもの

2 原則として次に掲げる者又は企業等は、寄付付き商品等を取り扱うことができない。

- (1) 法令等に違反した者又は企業等
- (2) 県から指名停止措置を受けている者又は不利益処分を受けている者
- (3) 暴力団又は暴力団若しくはその構成員（かつて構成員だった者を含む。）若しくは暴力団関係者の統制下にある企業等
- (4) その存在や活動実態が明確でない企業等
- (5) その他寄付付き商品等を取り扱う者として適当でないと認められるもの

(禁止表現)

第3条 寄付付き商品等の取扱いに係る広報等には、次の各号に掲げる表現等を使用することができない。

- (1) 財団の情報と誤解するおそれがあるもの
- (2) 財団が当該商品等の購入等を奨励しているという誤解を与えるおそれがあるもの
- (3) その他表現が適当でないと思われるもの

(寄付付き商品等の募集)

第4条 財団は、寄付付き商品等を取り扱う者を広く公平に募集するものとする。

(寄付付き商品等の取扱いの申込み)

第5条 寄付付き商品等の取扱い及びロゴマーク等の使用を希望する者(以下「申込者」という。)は、様式により、財団に申し込むものとする。

(承認)

第6条 県は、前条の規定による申込みがあったときは、寄付付き商品等の取扱い及びロゴマーク等の使用について、承認又は不承認の結果を申込者に通知するものとする。
2 前項の規定による承認の期間は、財団と申込者が協議の上、定めるものとする。

(協定の締結)

第7条 前条により承認された者(以下「取扱者」という。)は、寄付付き商品等の取扱い及びロゴマーク等の使用に関する詳細を財団と協議し、協定を締結するものとする。

(寄付金)

第8条 寄付金の納入は、財団及び取扱者が協議して期日、方法を決定するものとする。
2 寄付金は、ふじのくに未来財団助成事業実施要領第2条及び第3条の規定により受け入れるものとする。

(承認の取消し)

第9条 財団は、次のいずれかに該当する場合には、直ちに承認を取り消すことができる。

- (1) 第8条の規定により決定した日までに寄付金が納入されないとき
- (2) 第5条の規定による申込みの内容等が第2条第1項に反すること又は虚偽であることが判明した場合
- (3) 取扱者が第2条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合

2 財団は、前項の規定により承認を取消した場合は、当該取扱者に対してその旨を通知するものとする。

(取扱いの中止)

第10条 取扱者は、自己の都合により寄付付き商品等の取扱いを中止することができる。

るものとする。

2 前項の規定により取扱いを中止しようとするときは、書面により財団に申し出なければならない。

(取扱者の責務)

第 11 条 取扱者は、寄付付き商品等の取扱いに関する一切の責任を負うものとする。

2 取扱者は、寄付付き商品等の取扱いにより第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。

(費用の負担)

第 12 条 寄付付き商品等の取扱いに要する製作費、設置費等の費用は、取扱者等が負担するものとする。

(協議)

第 13 条 寄付付き商品等の取扱いについて疑義が生じた場合は、財団と取扱者の双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第 14 条 寄付付き商品等の取扱いに関する訴訟は、静岡地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第 15 条 寄付付き商品等の取扱いは、この要綱に定めるもののほか、その他の関係法令等の定めるところに従い適正に行われなければならない。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 12 日から施行する。

ふじのくに未来財団ロゴマーク使用申込書

平成 年 月 日

公益財団法人ふじのくに未来財団
代表理事 晝馬 日出男 様

申請者 所在地

団体名 (名称及び代表者名)

印

下記のとおり、ふじのくに未来財団のロゴマークを使用したいので申し込み
ます。

使用目的	
使用方法	
連絡先	(担当者) (電話番号)

ふじのくに未来財団ロゴマーク変更申込書

平成 年 月 日

公益財団法人ふじのくに未来財団
代表理事 晝馬 日出男 様

申請者 所在地

団体名 (名称及び代表者名)

印

平成 年 月 日付けで申請した内容について、下記のとおり変更したいので申し込みます。

記

(変更内容)